

知らないは大変!



下記の二つの事件は、「会社の人事、労務管理に関与し一定の影響を持つものが、その立場を利用して不等労働行為を行った場合・・・使用者・・・との間に意思の連絡が・・・」という事であり、科長・助役が行った場合でも不当労働行為に当たります。

過去には、これに抵触するような出来事がJR東日本・貨物でも発生しました。

コンプライアンス問題は今や企業の社会的責務です。加えて、中央労働委員会の場合で行った「JR東日本・貨物」と「国労」との間で交わされた和解の趣旨である「公平・公正な人事・労務管理を行う」から逸脱する行為であり許されるものではありません。

管理者のみなさん特定労働組合への「利益誘導」が不法行為であることを知らないは大変なことになりますよ!



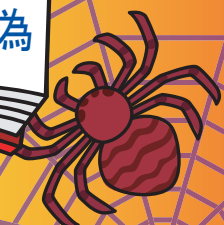
どちらも飲み屋を舞台にした事件!
労働組合への脱退勧奨は不当労働行為なのよ!

つぼ八事件

科長の引き起こした不法行為

リュース事件

助役の引き起こした不法行為



国鉄労働組合東日本本部



<http://www.e-nru>